

瀬戸内海の環境の保全に関する山口県計画

令和7年（2025年）2月

山口県

目 次

第 1	計画策定の趣旨等	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格	2
3	計画の範囲	2
4	計画の期間	2
第 2	現状と課題	3
1	現状	3
2	課題	4
第 3	計画の目標	5
1	水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標	5
2	沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標	6
3	海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標	7
4	気候変動への対応に関する目標	7
第 4	目標達成のために講じる施策	8
1	水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保	8
2	沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全	14
3	海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等	20
4	気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進	22
5	基盤的施策の着実な実施	23
第 5	施策の実施上必要な事項	25
1	施策の積極的推進	25
2	施策の実施状況及びその効果の把握・点検	25
3	計画推進のための関係機関との連絡調整	26

【計画中に※が記載されている用語は、用語解説（P34～36）があります】

第1 計画策定の趣旨等

1 計画策定の趣旨

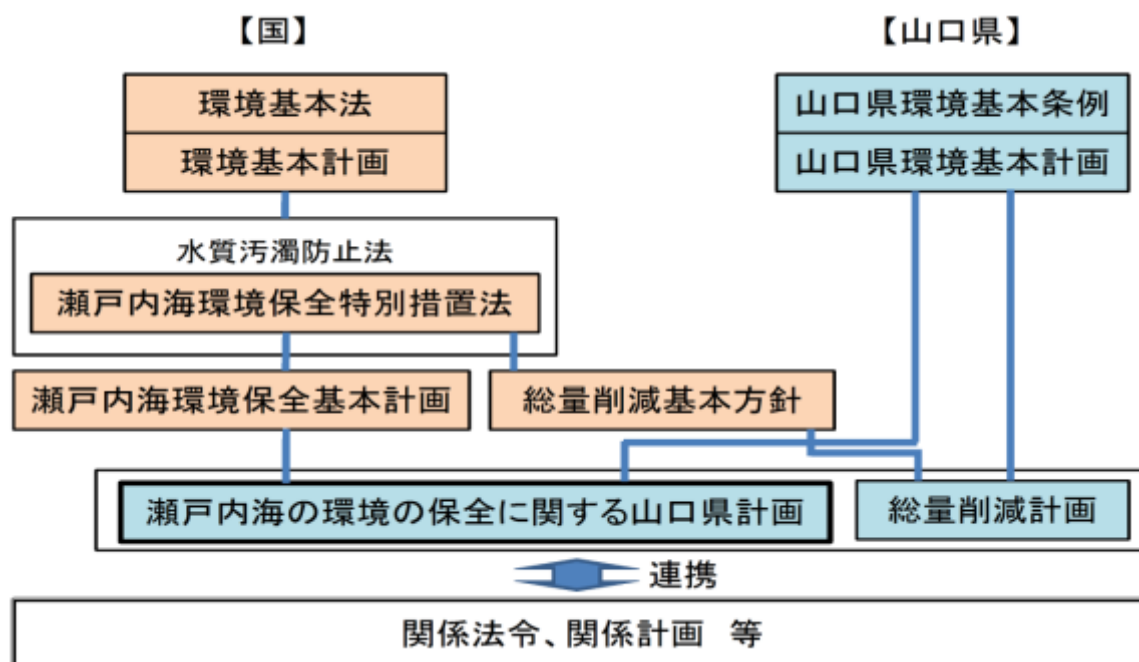
この計画は、瀬戸内海が、我が国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであるという認識に立って、それにふさわしい環境を確保し維持すること及びこれまでの開発等に伴い失われた良好な環境を回復することを目途として、環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「瀬戸内法」という。）及び政府が策定した瀬戸内海環境保全基本計画（以下「国基本計画」という。）に基づき、山口県の区域において瀬戸内海の環境の保全に関する中・長期にわたる総合的な計画として定めるものです。



瀬戸内法第5条第1項に規定する指定地域、関係湾・灘

2 計画の性格

この計画は、県内の瀬戸内海関係者、更には広く県民に対し、瀬戸内海の環境保全の目標を示し、その理解と協力を得て、各種関係法令及び関係計画と連携しつつ、県、市町及び関係団体等がその目標を達成するために講ずべき施策等の基本的方向を明示するとともに、諸施策の実施に当たって指針となるべきものです。



計画の位置付け（関連法令等との関係）

3 計画の範囲

この計画は、瀬戸内海の沿岸域の環境の保全、再生及び創出、水質の保全及び管理、自然景観及び文化的景観の保全、水産資源の持続的な利用の確保等について定めます。

4 計画の期間

この計画の期間は令和6年度から令和12年度までとします。

また、本計画に基づく施策の進捗状況について定期的に点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

3

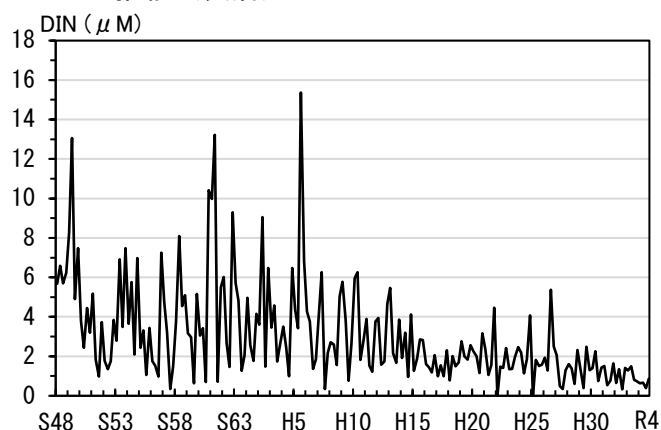
2 課題

本県が有する4つの湾・灘の環境の変化に対応しつつ、国基本計画に示された「きれいで豊かな瀬戸内海」を目指すためには、生物多様性の確保、漁獲量の減少、海洋ごみの発生、気候変動など新たな課題への対応が必要となります。

また、湾・灘ごと、更には湾・灘内の特定の海域によって、栄養塩類※の増加が原因とみられる課題と減少が原因とみられる課題が入り組んで存在している状況は解消されておらず、これらの課題を同時に解決することが必要な状況です。

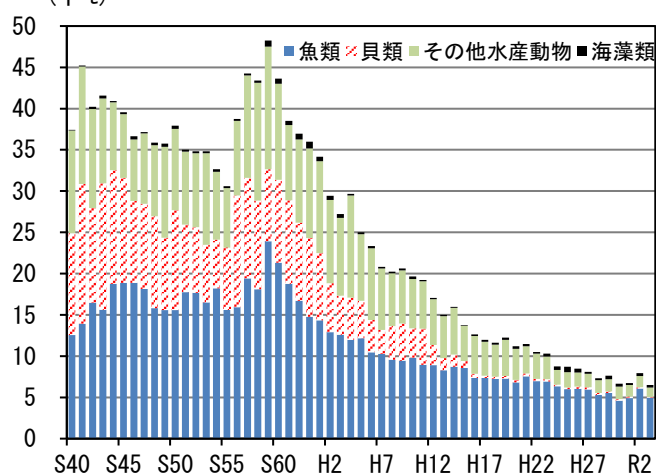
- | | |
|--------------------|----------------------|
| ・ 栄養塩類の増加・減少 | ⇒ 汚濁負荷量・栄養塩類の管理等が必要 |
| ・ 漁獲量の減少 | ⇒ 里海※の再生（漁場環境の改善）が必要 |
| ・ 海洋ごみの発生 | ⇒ 回収・処理及び発生抑制対策が必要 |
| ・ 海水温上昇等による生態系※の変化 | ⇒ 食害生物の対策が必要 |

周防灘における溶存無機態窒素（DIN）※の推移（表層）



（出典）山口県水産研究センター資料

（千 t）瀬戸内海（山口県内）の漁獲量の推移



（出典）海面漁業生産統計調査（農林水産省）

海岸での漂着物調査



（写真）岩国市 第2尾津海岸（令和4年8月）

食害生物（写真：ナルトビエイ）



（出典）水産研究センターだより（第1号、2008年11月）

第3 計画の目標

瀬戸内海は古くから人とのつながりが緊密であり、人と自然が共存してきた海域であるが、高度経済成長期における人口増加、産業集積、埋立てや開発等により、多くの自然海岸や藻場※・干潟が消失し、「瀕死の海」と呼ばれるほどに水質汚濁が進行しました。このため、水質の改善を目指して、これまでに、水質汚濁防止法に基づく対策に加え、瀬戸内法の制定や同法に基づく様々な対策が実施され、人為的な負荷が軽減するなど、一定の成果がみられました。これらについて、引き続き対策を進めていくことに加え、海洋プラスチックごみによる汚染、気候変動に伴う影響など、新たに顕在化している課題への対応が必要です。

本計画では、「きれいで豊かな瀬戸内海」の実現に向けて、個別目標を次のとおり定めます。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する目標

- (1) 水質汚濁、赤潮、富栄養化の防止のための対策が計画的かつ総合的に講じられていること。水質環境基準※（今後設定等されるものも含む。）について、未達成の海域においては可及的速やかに達成に努めるとともに、達成された海域においてはこれが維持されていること。

赤潮についてはその発生機構の解明に努めるとともに、その発生の人為的要因となるものを極力少なくすることを目途とすること。

有害化学物質等の低減のための対策が進められていること。

- (2) 下水道等の整備により生活排水対策が進められていること。

- (3) 水質及び底質は互いに影響を及ぼす関係であることから、水質の保全とともに底質環境の改善の措置が講じられていること。

生活環境及び生物の生息・生育環境に影響を及ぼす底質及び窪地については、必要に応じ、その悪影響を防止・改善するための措置が講じられていること。

海岸保全施設等の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮すること。

- (4) 油流出事故に係る未然防止措置及び事故発生時における防除体制整備が図られていること。

- (5) 栄養塩類管理制度※の活用を始めとする特定の海域ごとの実情や必要性に応じたきめ細やかな栄養塩類の管理を推進していくこと。

- (6) 生物多様性の恩恵の一つである水産資源の持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図

るとともに、藻場・干潟の保全・創造等を含む必要な環境整備や、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理の一層の推進に努めること。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する目標

- (1) 沿岸域における藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等は、水質浄化及び物質循環の機能を有し、魚介類も含め多様な生物が生息・生育する場となり、特にブルーカーボン※の主要な吸収源としての役割も期待されていることを踏まえて、適正に保全され、また、必要に応じて再生・創出のための措置が講じられていること。
- (2) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等として多くの人々に親しまれている自然海浜等が、できるだけその利用に好適な状態で保全されていること。
- (3) 海水浴場、潮干狩場等の自然とのふれあいの場等の水質が良好な状態で保全されていること。
- (4) 瀬戸内海の自然景観の核心的な地域は、その態様に応じて国立公園、国定公園、県立自然公園又は自然海浜保全地区等として指定され、瀬戸内海特有の優れた自然景観が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されていること。
また、海面と一体となり優れた景観を構成する自然海岸については、それが現状よりもできるだけ減少することのないよう、適正に保全されていること。
さらに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置が講じられていること。
- (5) 瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることにかんがみ、保安林※、特別緑地保全地区等の制度の活用等により現状の緑を極力維持するのみならず、積極的にこれを育てる方向で適正に保護管理されていること。
- (6) 瀬戸内海の自然景観と一体をなしている史跡、名勝、天然記念物等の文化財が適正に保全されていること。
- (7) 海砂利の採取（河口閉塞対策等を除く。以下同じ。）が行われていないこと。やむを得ない場合においては、環境影響を最小限とするための措置が講じられていること。
- (8) 海面の埋立てに当たっては、環境保全に十分配慮することとし、環境影響を回避・低減するための措置が講じられていること。
- (9) 地域の自然や文化等を活かしたエコツーリズム※が推進されていること。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみへの対応に関する目標

- (1) 海洋プラスチックごみを含む漂流・漂着・海底ごみの実態把握に努めるとともに、効果的な回収・処理対策が進められていること。
- (2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律や美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等※の処理等の推進に関する法律（以下「海岸漂着物処理推進法」という。）及び同法に基づく基本方針を踏まえつつ、内陸地域も含め、民間事業者、住民等地域関係者と協働した普及啓発による発生抑制対策が進められていること。

4 気候変動への対応に関する目標

- (1) 気候変動やそれ以外の要因も関連して生じる水質や生物の生息・生育環境等の変化が、生物の多様性及び生産性に与える悪影響の低減を図るため、適応策が検討・推進されていること。
- (2) 気候変動の影響も踏まえた栄養塩類と水産資源の関係等について、水温や降雨の状況の変化に伴う陸域からの汚濁負荷の流入の変化も含め、引き続き、調査研究が行われていること。

第4 目標達成のために講じる施策

瀬戸内海における今後の環境保全の方策については、湾・灘ごと、さらには特定の海域ごとに課題が多様化していることから、この解決に当たっては、各々の地域が主体となって、あるべき地域の海の姿を具体的に描き、この実現に向けて検討を行い、対策を講じる必要があります。

なお、対策の効果について科学的な知見が十分に得られていない場合には、科学的に裏付けられたデータの蓄積及び分析を行いつつ、順応的な考え方に基づき、柔軟かつ慎重に取組を推進するものとします。

瀬戸内海の環境保全に関し本県の区域において実施する施策は、次のとおりです。

1 水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保

(1) 水環境管理の観点からの汚濁負荷の低減

ア 水質総量削減制度※等の実施

本県の瀬戸内海は、4つの湾・灘（広島湾、伊予灘、周防灘、響灘）に面し、これらを10の海域の別に、公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型及び該当類型に係る基準値の達成期間を定めています。

令和4年度において、健康項目については全ての地点で環境基準を達成していますが、生活環境項目のうち化学的酸素要求量については、沿岸の地点に比べて、沖合の地点での環境基準の達成率が低い状況が続いているなど、未だ未達成の海域がみられる状況です。

また、近年の赤潮の発生件数は、年間7件程度で推移し、ほぼ横ばい傾向にあります。

このようなことから、本県の瀬戸内海区域における水質の汚濁の防止及び富栄養化による生活環境に係る被害発生の防止を図るため、化学的酸素要求量により表示される汚濁負荷量並びに富栄養化の主要な原因物質である窒素及びリンの汚濁負荷量に関する水質総量削減制度等に基づき、生活排水対策、産業排水対策及びその他の排水対策等を計画的かつ総合的に講じるものとします。これらの対策を推進するに当たっては、(2)に掲げる下水道等の整備のほか、次の施策を総合的に講じるものとします。

(ア) 産業排水対策

- ・ 総量規制基準の遵守等の観点から、処理施設等の改善整備及び維持管理の適正化に努めます。
- ・ 公害防止施設の設置を促進するため、地球にやさしい環境づくり融資制度(公害防止施設整備資金融資制度)の利用促進を図ります。

(イ) 漁場・農耕地の環境保全対策

- ・ 魚介類の養殖漁場については、持続的養殖生産確保法に基づき、魚介類養殖場における漁場改善計画の策定及び実行を指導し、底質の悪化や富栄養化が生じないよう漁場の環境保全、防疫対策に努めます。
- ・ 農耕地については、「山口県農林水産業環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（令和5年3月策定）に基づき、エコファーマー※の育成・認定等を通じて化学肥料の使用量等の低減に努めます。
- ・ 家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の利用の促進を図るための山口県計画」（令和3年3月策定）に基づき、家畜排せつ物の適正な管理を維持するとともに、良質堆肥の製造・利用拡大を促進し、家畜排せつ物の利用促進を図るための取組を計画的に推進します。

(ウ) 自然環境の水質浄化機能の活用等

- ・ 必要に応じて、自然環境が有する水質浄化機能の積極的な活用を図るとともに、浚渫等により底質の改善を推進します。

(エ) 赤潮対策

- ・ 漁業被害を未然に防止するため、赤潮対策事業等により国、県、漁協等の情報交換に基づく監視通報体制を強化する一方、クロロフィルセンサーによる連続観測とWebサイトを通じたデータ自動送信を組み合わせた早期警戒システムの構築を図ります。
- ・ 赤潮の発生予察技術や赤潮による魚類へい死防止技術の開発等の研究を推進し、その結果に基づき必要な措置について検討します。

(オ) 普及啓発・調査研究

- ・ 富栄養化防止に係る普及啓発を推進するとともに、地域における海域利用の実情に応じて、より効率的な排水処理技術の開発等に関する調査研究を引き続き進めます。

イ 有害化学物質等の低減のための対策

瀬戸内法に基づく特定施設の設置等の許可及び水質汚濁防止法に基づく排水規制の適切な運用等により、水質環境基準の達成維持を図り、有害化学物質による水質汚染状況の監視に努めるものとします。

特に、ダイオキシン類※については、ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定事業場に対する排出基準の遵守等の徹底や公共用水域の水質、底質及び地下水の濃度測定を計画的に実施し、環境基準の達成維持を図るものとします。

また、有害性のある化学物質については、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づくPRTR制度※により、排出量の把握、管理を促進するものとします。

さらに、PCB 廃棄物については、「山口県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」（令和4年10月改訂）に基づき、処理を完了させることとし、処理までの間は、適正な保管を指導します。

（2）下水道等の整備の促進等

「山口県汚水処理施設整備構想」（令和5年3月策定）に基づき、生活様式や地域の実情に応じ、下水道施設、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、コミュニティプラント、浄化槽等の各種生活排水処理施設の整備を促進するものとします。

ア 下水道の整備

- ・ 下水道事業を実施している13市4町において、未整備地区における整備の促進に努めます。
- ・ 公共用水域に定められた水質環境基準を達成維持するため、必要な地域において、処理施設の高度化を推進します。

イ その他の生活排水処理施設の整備

- ・ 農業集落排水施設は、既に下関市等9市2町59地区で整備が完了し、その他の市町においても山口県汚水処理施設整備構想に基づき整備を予定しています。
- ・ 漁業集落排水施設については、防府市等4市3町7地区で整備が完了しています。
- ・ 浄化槽については、各市町において地域の特性を考慮しながら、整備を促進するとともに、浄化槽法、建築基準法及び「浄化槽の設置等に関する指導要綱」（平成4年4月施行）等に基づき、適正な設置及び維持管理の徹底等について指導を行います。
- ・ 今後も、農村漁村地域の生活雑排水の浄化対策が瀬戸内海の水質保全対策上重要な施策であることにかんがみ、農業集落排水施設等の整備の促進に努めます。

ウ し尿処理施設の整備

- ・ 本県のし尿の処理状況は、令和4年度末において、下関市ほか16箇所のし尿処理施設及び周南市等の公共下水道投入により処理されており、計画収集人口は約8万人、計画収集量は1日当たり約1,130kLとなっています。
- ・ 今後は、し尿、浄化槽汚泥のみならず、その他の有機性廃棄物を含めて再生利用を図りつつ、適正処理を行う汚泥再生処理センター等の整備の促進に努めます。

（3）底層環境等の改善

ア 水質及び底質環境の改善

底質環境に悪影響を及ぼす水質の悪化を防止するため、水質汚濁防止法及び山口県公害防止条例に基づき、工場及び事業場から公共用水域への排水について、排水基準の遵守状況を監視するとともに、公共用水域の水質常時監視を通じて、河川、

湖沼及び海域の水質に係る環境基準達成状況の監視に努めるものとします。

また、底質の悪化により生物の生息・生育の場が大きく失われた海域など、底質改善対策が必要な海域においては、浚渫や覆砂、敷砂、海底耕耘※等の対策に努めるものとします。

具体的には、山口湾の樫野川河口干潟において、流域の漁業・林業の関係者、学識経験者、住民及び行政が協働・連携し、底質環境の改善を目的とした耕耘作業を行っており、こうした地域の実情に応じた活動等を通じて、底質改善対策に努めるものとします。



干潟耕耘作業の様子（令和6年4月）

イ 環境配慮型構造物※の採用

生物の生息・生育空間の再生・創出のため、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、環境への配慮についても検討するよう努めるものとします。

また、海岸保全施設の整備・更新など、防災・減災対策の推進に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮するよう努めるものとします。

なお、県の実施する河川工事においては、動植物の多様な生息・育成に配慮した護岸の採用や「水辺の小わざ」を活用した魚道の改良を行うなどの取組を行っており、国においては三田尻中関港の防波堤において生物共生型港湾構造物を整備する等の取組が行われています。

こうした環境配慮型構造物の採用を通じて、生物の生息・生育空間の再生・創出に努めるものとします。

（4）油等による汚染の防止

本県の瀬戸内海区域には、国際拠点港湾である徳山下松港及び下関港のほか、重要港湾が4港、地方港湾が23港あり、漁港は特定第3種漁港である下関漁港を始め、第1種・第2種漁港が64漁港あります。

また、石油コンビナート等特別防災区域として岩国・大竹地区、周南地区、宇部・小野田地区及び六連島地区が指定されています。

さらに、これらの区域に係る海域はタンカー等の船舶の往来が多く、地形も複雑です。

このような状況を踏まえ、次の施策を講じることにより、船舶油及び船舶の事故等に起因する流出油等による海洋汚染の防止を図るものとします。

ア 船舶及び陸上からの油等の排出防止

- ・ 船舶及び陸上からの油等の排出防止のため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、港則法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び水質汚濁防止法の規定に基づく規制の徹底及び監視取締りの強化を図ります。

イ 事故による海洋汚染の未然防止

- ・ 事故による海洋汚染を未然に防止するため、消防法及び石油コンビナート等災害防止法に基づく規制の徹底及び監視指導の強化を図るとともに、山口県及び関係市町の地域防災計画並びに「山口県石油コンビナート等防災計画」（令和6年3月改訂）等による防災活動等の適切な運営を促進します。

ウ 排出油等防除体制の整備

- ・ 排出油等の流出及びその拡大を防ぐため、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律及び石油コンビナート等災害防止法に基づく油回収船、オイルフェンス、油吸着材、油処理剤等の備付け義務の徹底を図るとともに、これら排出油等防除資機材の整備に努めます。
- ・ 「山口県石油コンビナート等防災計画」、「岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画（令和6年3月改訂）」、「山口県地域防災計画」（令和5年5月改訂）、「瀬戸内海西部海域排出油等防除計画」（令和2年4月策定）及び「瀬戸内海中部海域排出油等防除計画」（令和2年4月策定）に基づき、排出油等防除体制の整備確保に努めます。

エ 環境保全対策の充実

- ・ 脆弱沿岸海域図の活用等により、事故発生時における自然環境等の保全対象、保全方策等についての検討を推進するとともに、油等流出による自然環境等に及ぼす影響及び事故後の回復状況を評価するため、平常時の自然環境等の観測データの蓄積に努めます。

（5）栄養塩類の管理等

生物多様性・生物生産性の確保の重要性にかんがみ、第9次総量削減計画（令和4年10月策定）や栄養塩類管理制度を活用しながら、地域における海域利用の実情を踏まえ、必要に応じ、下水処理場の季節別運転管理などによる順応的かつ機動的な栄養塩類の管理を行うこととします。加えて、藻場・干潟等の保全・再生等により、地域ごとのニーズに応じた、生物の多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献するものとします。

また、栄養塩類と生産性が低下している水産資源との関係解明等を更に進め、一部の海域で指摘されている栄養塩類不足によるノリの色落ちや、栄養塩類が植物プランクトンの生成を通じて魚介類等の水産資源に与える影響の可能性について、関係者に知見を提供するとともに、栄養塩類供給の管理方策を提案し、より効果的に取り組ん

でいくものとします。

(6) 水産資源を含む生物の生息環境の整備等

水産資源が生態系の構成要素であり、再生可能なものであることにかんがみ、その持続的な利用を確保するため、生物多様性・生物生産性の観点から環境との調和に配慮しつつ、水産動植物の増殖の推進を図り、科学的知見に基づく水産資源の適切な保存及び管理が実施されるよう次の施策の推進に努めるものとします。

ア 漁場環境の保全

藻場・干潟は重要な漁場であるばかりでなく、水産生物の産卵、幼稚魚の成育等の資源生産の場としての機能や、有機物の分解による水質の浄化、ブルーカーボンの主要な吸収源等の様々な機能を有していることを踏まえ、山口県漁業調整規則に基づく保護水面※の指定により藻場を保護するとともに、漁業者が主体となって実施している藻場・干潟の保全・再生活動を支援し、学校や地域住民等と連携し、地域ぐるみの活動に拡大するよう努めるものとします。

また、キジハタ等の水産資源の多くが成長に連れ浅所から深場に移動する生態である等の生活史にかんがみ、幼稚仔保護礁から若成魚育成礁を経て生産礁に至る一連の漁場整備や藻場造成を推進し、良好な生息環境空間の創出に努めるものとします。

イ 水産動植物の増殖の推進

「山口県栽培漁業基本計画」（令和5年3月策定）に基づくキジハタ、マダイ、ヒラメ等の魚介類の安定的な放流用種苗生産・供給に努めるとともに、特にトラフグについては、九州・瀬戸内海関係府県が連携した種苗生産・放流体制を推進する「九州・瀬戸内海海域トラフグ栽培漁業広域プラン」（令和4年4月策定）に基づく親魚養成・種苗生産・中間育成の拠点としての役割を果たし、健全な種苗の適地への集中的な放流を推進するものとします。



種苗生産の様子（2日齢のシロアマダイ）



キジハタの放流（防府地域）

また、小型魚保護等の放流後の管理を適切に実施することで放流種苗の生存率を高め、天然資源も含めた資源造成を推進するものとします。

さらに、アサリの漁獲量については昭和58年の8,557tから急激に減少し、近年は年間10t未満の漁獲量で推移していることから、和木町から下関市までの瀬戸内海沿岸各地に指定した母貝団地により増殖を図るとともに、増殖の阻害要因となるナルトビエイ等の食害生物に対し、網による被覆保護や駆除対策等を進めるものとします。

ウ 水産資源の適切な管理

水産資源の管理措置については、「山口県漁業調整規則」（令和2年11月改正）に基づく体長制限や漁具・漁法の制限等、漁区漁業調整委員会指示による各種禁止・制限措置、瀬戸内海漁業取締規則に基づく藻場等におけるひき網漁業の禁止、小型機船底びき網漁業取締規則に基づく漁具・漁法の禁止等、更には漁業法に基づく漁獲可能量（TAC）等、各種公的規制による水産資源の適切な管理が行われています。

また、「山口県資源管理方針」（令和2年12月策定）に基づき、漁業者団体が「資源管理協定」（令和6年3月県認定）による使用漁具の目合制限（小型魚の逃避）や禁漁措置等の取組に対し指導・支援しており、これらを総合的に実施することで水産資源の適切な保存及び管理に努めるものとします。

なお、他の海域から入り込む魚介類や微生物等が瀬戸内海特性によりその水質や生態系、水産資源等に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、それらに対して十分留意するよう努めるものとします。

さらに、遊漁については、山口県海面利用協議会により、遊漁等の海洋性レクリエーションと漁業との総合的な海面の利用調整を促進するとともに、「遊漁のしおり」（令和2年12月）を活用して遊漁に係る代表的なルールやマナーに関する普及啓発を行うことで広く一般の理解を深め、遊漁者にも資源管理において一定の役割を果たしてもらえよう努めるものとします。

2 沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全

（1）自然海浜等の保全等

ア 藻場・干潟・砂浜・塩性湿地等の保全等

藻場・干潟等水質の保全、自然景観の保全に密接に関連する動植物の生息・生育環境に関する科学的知見の向上を図るとともに、水産資源保護上必要な藻場及び干潟並びに鳥類の渡来地及び採餌場として重要な干潟について、保護水面の指定、鳥獣保護区の設定等による保全に努めるものとします。

また、その他の藻場・干潟等についても、水質浄化や生物多様性の確保、環境教育・環境学習※の場等として重要な役割を果たしていることから、保全するよう努めるものとします。

その際、必要に応じ、森・里・川・海のつながりに配慮しつつ、幅広い主体において、地域の状況に応じた適切な管理となるよう努めるものとします。

なお、開発等に伴い既に失われた藻場・干潟・自然海浜等の良好な環境を回復させる施策の展開を図るものとします。

具体的には、山口湾において、平成16年8月に自然再生推進法に基づく「樫野川河口域・干潟自然再生協議会」が設立され、産学官民の協働・連携による「里海の再生」を目標とした全体構想に基づき、森・里・川・海の一体的再生を進めており、カブトガニの生息環境の保全等、干潟の再生・保全に取り組んでいます。

また、こうした活動を県内の流域に広めるため、平成25年度から錦川及び島田川の流域においても取組を進めています。

さらに、宇部市西岐波等では、漁業者が主体となり、地域の学校等と協働したアマモ場の再生・保全活動が行われているほか、周南市では住民と漁業者が「大島干潟を育てる会」を発足させ、「Jブルークレジット®」制度を活用して保全活動を実施するなど持続可能な取組を進めています。

こうした地域における里海づくりの取組等を通じて、沿岸域の環境の保全、再生及び創出に努めるものとします。



カブトガニの幼生生息調査（令和5年8月）



大島干潟のアマモとメバル稚魚（令和5年5月）

イ 自然海浜の保全等

自然海浜は、海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然のふれあいの場や地域住民のいこいの場として多くの人々に利用され、県民の健康で文化的な生活に大きく寄与しており、その利用に好適な状態で保全されるよう次の施策を講じるものとします。

(ア) 規制の徹底と指導・取締りの強化

- ・ 山口県自然海浜保全地区条例に基づき指定されている、長浦ほか8地区の自然海浜保全地区の適切な保全を図ります。
- ・ 県下の貴重な自然海浜が自然公園法、山口県自然海浜保全地区条例、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律及び森林法に基づく各種の指定地区に指定されており、当該法令に基づく適切な運用を図るとともに、地区の拡張や見直しの検討を進め、自然海浜がその利用に好適な状態で保全されるよう努めます。

(イ) 養浜等による海浜環境の整備

- ・ 海洋性レクリエーション等の場としての海浜を造成するため、「山口南沿岸海岸保全基本計画」（平成２９年３月改訂）に基づき、親水護岸、養浜等の整備を必要性に応じて実施します。
- ・ 自然海浜を利用に好適な状態で保全するため、民間清掃作業を含め海浜部の漂着ごみ等を対象とした清掃事業の促進に努めます。

ウ 海水浴場の保全その他の措置

海水浴場、潮干狩場、海辺の自然観察の場等の自然とのふれあいの場や地域住民のいこいの場の水質について、良好な状態で保全するように努めるとともに、主要な海水浴場については、利用者が安心して海水浴を楽しめるよう水質調査を実施し、その結果について県ホームページ等を通じて情報提供するものとします。

エ 自然公園等の保全

本県の区域に係る瀬戸内海の自然景観の核心的地域のうち、自然公園法に基づき、周防大島町一帯、光市虹ヶ浜・室積、下松市笠戸島、周南市太華山、下関市火の山・満珠・干珠及びこれらの周辺海域が瀬戸内海国立公園の区域として、下関市豊北町土井ヶ浜一帯が北長門海岸国定公園の区域として指定されています。

また、平成２５年２月には、周防大島町地家室沖のニホンアワサング群生地が瀬戸内海国立公園初の「海域公園地区」に指定されています。

これらの区域については、瀬戸内海特有の優れた自然景観等が失われないようにすることを主眼として、適正に保全されるよう関係法令に基づく規制の徹底及び監視指導の強化に努めるとともに、公園事業の執行等の制度の活用が図られるものについては、これを適切かつ積極的に推進するものとします。

さらに、必要に応じ、国と連携を図り国立公園及び国定公園の区域等の見直しを行い、瀬戸内海特有の優れた自然景観の保全に努めるものとします。

オ 緑地の保全

瀬戸内海の島しょ部及び海岸部における草木の緑は、瀬戸内海の景観を構成する重要な要素であることから、現状の緑を極力維持し、かつ、積極的にこれを育てるため、次のような施策を講じるものとします。

(ア) 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林の保全

- ・ 良好な自然景観を有する沿岸地域及び島しょにおける森林を保全するため、保安林制度及び林地開発許可制度※等による規制の適正な運用を図ります。
- ・ 採石法及び砂利採取法に基づく採取計画の認可及び海岸法に基づく許可に際しては、緑地等の保全について十分配慮するものとします。
- ・ 山口県自然環境保全条例に基づき指定されている霜降山ほか１０箇所の緑地環境保全地域及び蒲井八幡宮樹林ほか３３箇所の自然記念物については、これらの優れた自然環境を適切に保全するとともに新たな指定を進めます。

(イ) 沿岸都市地域における緑地の確保

- ・ 都市公園の整備は、令和5年度には下関市、宇部市、下松市、岩国市、光市、周南市、柳井市において実施しており、引き続き整備及び管理に努めます。
- ・ 都市計画法に基づき風致地区として指定されている岩国市の錦帯橋など20箇所においては、風致地区内における建築物等の規制に関する条例に基づく許可制度の適切な運用を図るとともに、更なる緑地の確保のため、必要に応じて風致地区の追加指定や都市緑地法に規定する特別緑地保全地区の追加指定等を行います。

(ウ) 健全な森林の保護育成のための事業等の実施

- ・ 多面的機能を有する森林の健全な育成を図るため、間伐※や主伐後の再造林等の着実な実施による森林資源の適切な管理・利用を進めるとともに、自然条件等に応じて、複層林化や広葉樹林化を図る等、多様で健全な森林へ誘導する森林整備を積極的に推進します。
- ・ 地域の実態に即した、松くい虫等森林病虫害防除及び被害跡地の早期復旧、さらには保安林の整備、荒廃地の復旧、生活環境の保全等治山事業の推進により、県土の保全と森林の適正な管理を図り、健全な森林の育成に努めます。

(エ) 緑化修景措置

- ・ 都市計画法による一定規模以上の開発行為に際しては、開発許可基準に基づく緑地等の確保により、適切な環境保全に配慮し、緑の修復に努めます。

カ 史跡、名勝、天然記念物等の保全

瀬戸内海には多種多様な史跡、名勝、天然記念物等が数多く存在し、文化財保護法、山口県文化財保護条例に基づき指定され、恒常的な保存が図られています。

これらの文化財の景観・環境を保全するため、法又は条例に基づいた規制を徹底し、積極的な保護対策を講じるものとします。

キ その他の措置

開発等により、自然海岸が減少し、海岸の景観が損なわれている場合もあることにかんがみ、これらの実施に当たっては、景観の保全について十分配慮するものとします。

また、海面及び沿岸部等において施設を設置する場合においても、景観の保全について十分配慮するとともに、これまでに失われた自然海岸については、必要に応じ、その回復のための措置を講じるよう努めるものとします。

さらに、瀬戸内海各地に点在する漁港、段々畑、まち並みなどの自然景観と一体となって重層的にそれぞれの地域の個性を反映している文化的な景観についても、適切に保全されるよう配慮するものとします。

(2) 海砂利の採取の抑制

本県においては、瀬戸内法に定める瀬戸内海海域での海砂利採取は行われていないことから、今後も引き続き、この現状を踏まえ対応するものとします。

なお、河口閉塞対策等を含め、地域の実情等によりやむを得ず海域の砂利採取を行う場合においては、採取による当該及び周辺海域の環境等への影響を調査し、最小限の採取量並びに影響を及ぼすことの少ない位置、面積、期間及び方法等とするよう努めるとともに、採取後の状況についてモニタリングを行うよう努めるものとします。

河口域における河川の砂利採取にあっても、動植物の生息・生育環境等の保全及び海岸の侵食防止等に十分留意するものとします。

(3) 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮

公有水面埋立法第2条第1項の免許又は同法第42条第1項の承認に当たっては、瀬戸内法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する同条第2項の基本方針に沿って、引き続き環境保全に十分配慮するものとします。

また、環境影響評価法及び山口県環境影響評価条例に基づく環境影響評価※に当たっては、環境への影響の回避・低減を検討するとともに、必要に応じ適切な代償措置を検討するものとします。その際、地域住民の意見が適切に反映されるよう努めるものとします。

これらの検討に際しては、特に藻場・干潟等は、一般に生物多様性・生物生産性が高く、底生生物や魚介類の生息、海水浄化等において重要な場であることを考慮するものとします。

(4) エコツーリズム等の推進

瀬戸内海に特有な景観を活用して、都市住民を含む市民が海や自然の保護に配慮しつつ自然等とふれあい、これらについての知識や理解が深まるよう、エコツーリズムを推進する市町等の取組を支援するものとします。

具体的には、周防大島町で行われている多島美海域を活かしたエコツアーの実施、国内最大級のニホンアワサンゴの群生地がある海域の保全活動など、瀬戸内海の島々の自然環境を活かした海洋観光や海洋環境の保全に係る取組を進めるとともに、こうした取組を広めることで地域の活性化にも努めるものとします。

また、人が海に近づきにくくなった場所においては、周辺環境を勘案しつつ、人工海浜や干潟の造成等の海と人とがふれあえる場を創出するよう努めるものとします。



ニホンアワサンゴの触手（平成22年12月）

(5) 健全な水循環・物質循環機能の維持・回復

流域や生態系における健全な水循環・物質循環機能の維持・回復を図るため、森・里・川・海の連続性に留意し、流域を単位とした関係者間の連携の強化に努めるものとしします。

ア 陸域

森林の水源かん養機能を高度に発揮させるため、保安林等に指定し、治山事業等により積極的に整備を図るものとしします。

また、水貯留、地下水かん養能力を有する水田等農地の適正な維持管理を推進するものとしします。

イ 河川域

河川や湖沼等における自然浄化能力の維持・回復、地下水のかん養、下水処理水の再利用等に努めるものとしします。

ウ 海域

海域から陸域の連続性に留意して、藻場・干潟等の沿岸域の環境の保全を推進するとともに、自然浄化能力の回復に資する人工干潟等の適切な整備を図るものとしします。

(6) 島しょ部の環境の保全

本県には、瀬戸内海において、屋代島をはじめ、多くの島々があり、これらの地域は豊かな歴史・文化を持ち、柑橘栽培などの農業や漁業、造船業などが営まれてきました。

しかし、過疎化、高齢化の進行等、島しょ部の活力の低下も懸念され、その一方で、豊かな自然環境が随所に残されており、貴重な財産であるこれらの自然環境を守りつつ、地域の活性化を図っていく必要があります。

こうしたことから、各種の公共事業や開発等を行う際には、環境の保全、残された自然環境や島々がつくり出す瀬戸内海らしい多島美の景観等に十分配慮するものとしします。

3 海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等

(1) 海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）対策の推進

海洋ごみ対策については、やまぐちの美しい里山・海づくり条例を踏まえ、海岸漂着物処理推進法及び同法基本方針に基づき策定した「やまぐち海洋ごみアクションプラン（山口県海岸漂着物等対策推進地域計画）」（令和3年3月改定）により、各主体の連携・協働の下、回収・処理から発生抑制の取組を一体的に展開するものとします。

具体的には、海岸管理者等やボランティアなどによる海水浴場等の清掃や、関係団体や漁業者等による漂流・海底ごみの回収等の取組を促進します。

また、発生抑制対策として、内陸から沿岸にわたる流域圏での多様な主体が連携した普及啓発や環境学習・環境教育の実施、環境美化活動を通じた県民の美化意識の向上に努めるとともに、ごみの投棄に係る監視指導の強化等により陸域を含めた対策を図ります。

(2) プラスチックごみ対策の推進

「プラスチック資源循環戦略」（令和元年5月）に掲げる「3R +Renewable」の基本原則に沿った取組を進めるとともに、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律及び「山口県循環型社会形成推進基本計画（第4次計画）」（令和3年3月策定）に基づき、プラスチック廃棄物の排出抑制・再利用・再生利用のほか、環境に配慮された代替素材への転換を促進するための措置を講じ、海洋プラスチックごみ問題の解決に向けた取組を着実に進めます。

具体的には、マイバッグ・マイボトル・マイ箸等の活用を推奨するとともに、環境に配慮されたプラスチック代替製品の導入を促進し、一度だけ使われて廃棄されるプラスチックいわゆる「ワンウェイプラスチック」の削減を推進します。



(左) クリーニングマイバッグ利用促進ポスター

(右) やまぐち海洋ごみアクションBOOK

「プラスチックモンスターをやっつけよう！」

(3) 循環型社会※の形成の推進について

「きれいで豊かな瀬戸内海」を保持するためには、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から資源循環型社会への転換が必要であるため、循環型社会形成推進基本法の趣旨を踏まえ、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用の促進により廃棄物の減量化を推進するとともに、適切な廃棄物処理施設や最終処分場の整備を図るものとします。

ア 廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用

山口県循環型社会形成推進条例及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき策定する「山口県循環型社会形成推進基本計画」により、資源循環型産業の育成・強化を図るとともに、循環資源の利活用や廃棄物の適正処理を通じて、県民総参加による環境負荷の少ない循環型社会の形成を目指すものとします。

イ 処理施設の整備

本県の廃棄物処理施設の整備状況は、令和4年度末において、一般廃棄物※の処理施設では、ごみ焼却施設10箇所、ごみ再資源化施設18箇所、ごみ燃料化施設2箇所、粗大ごみ処理施設11箇所が整備され、全県下を対象としたごみ焼却灰のセメント原料化システムが構築されています。また、産業廃棄物※の処理施設では、産業廃棄物の焼却施設28箇所、がれき等の破碎施設217箇所、最終処分場59箇所等の許可対象施設が495箇所整備されています。

これらの施設の主体による適正な維持管理、運用等により廃棄物の循環利用、適正処理を推進します。

さらに、施設の老朽化等に対処するため、循環型社会形成推進交付金等を活用し、処理施設の整備・更新等を促進します。

ウ 最終処分場の整備

令和4年度末において、一般廃棄物最終処分場については37箇所、産業廃棄物最終処分場については59箇所が整備されています。

これらのうち、公共関与による広域最終処分場として整備された新南陽広域最終処分場（平成26年4月供用開始）と東見初広域最終処分場（平成20年11月供用開始）での全県的な受入れにより、当面、県内で処理される産業廃棄物の安定的な受入体制は整備されており、引き続き、県内における産業廃棄物の適正処理を確保します。

また、将来にわたり、県内における産業廃棄物の適正処理体制が確保されるよう、既設広域最終処分場の埋立状況、県内事業者の排出状況、新たな処分需要等を踏まえ、後継の広域最終処分場の整備に向けた検討を進めます。

エ 災害廃棄物の適正処理

「山口県災害廃棄物処理計画」（平成28年5月策定）等に基づき、大規模災害等により発生する災害廃棄物を迅速かつ適正に処理ができるよう、関係主体と連携・協働した広域的な処理体制の確保に努めるものとします。

4 気候変動への対応を含む環境モニタリング、調査研究等の推進

(1) 監視測定の充実

水質汚濁に係る環境基準点を中心として、瀬戸内海に係る海域95地点、河川70地点及び湖沼12地点の計177地点において、水質汚濁防止法による測定計画に基づき、環境基準項目等の常時監視に努めるものとします。

また、発生源については、水質汚濁防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき、工場・事業場における排水基準の遵守のため、指導等に努めるとともに、総量規制の指定地域内事業場における汚濁負荷量の的確な把握のため、水質計測器などの測定施設及び設備の適正管理について指導を徹底するものとします。

(2) 調査研究及び技術開発等の推進

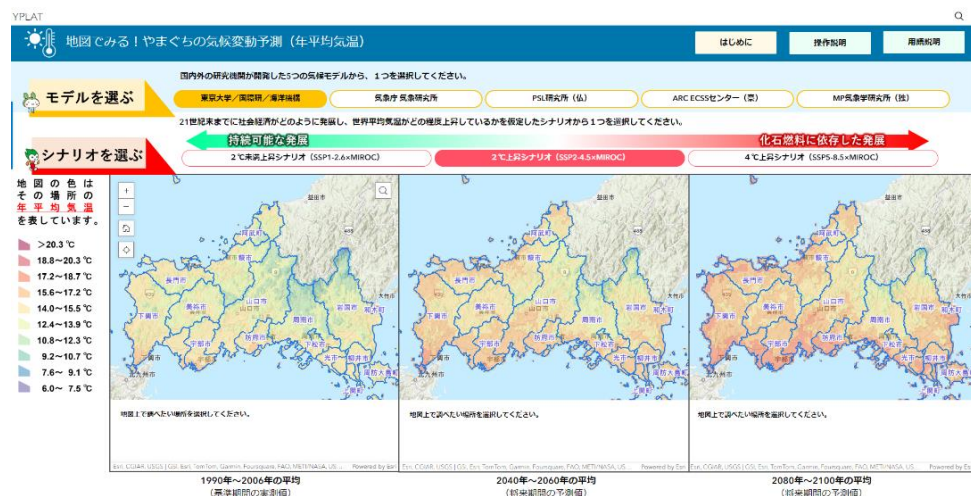
本県においては、環境保健センター、水産研究センター及び農林総合技術センターで環境保全、水産資源及び栄養塩類等に関する調査研究及び技術開発を進めており、今後とも関係者の連携により、気候変動の影響も含めた瀬戸内海の環境保全に関する調査研究及び技術の開発に努めるものとします。

また、こうした調査等に関する情報や成果等について、インターネットを活用し、情報の共有化、情報収集の効率化に努めるものとします。

さらに、令和3年7月に山口県気候変動適応センターを山口県環境保健センター内に開設し、関係機関と連携して、ホームページやセミナー等により、本県での気候変動影響や気候変動適応に係る情報の収集、分析、発信等を行うものとします。



山口県気候変動適応センター情報発信コーナーでの県内大学生への講義の様子（令和6年6月）



やまぐち気候変動適応情報プラットフォーム

「地図でみる！山口の気候変動予測（年間平均気温）」

5 基盤的施策の着実な実施

(1) 環境保全思想の普及

瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たっては、生活排水や廃棄物等を含めた総合的な対策が必要となります。

その実効を期するためには、多様な環境施策の計画・実施等を行う行政、事業活動における環境配慮行動等を行う事業者、生業の場としての海における環境配慮行動等を行う漁業者、地域に根ざした環境配慮行動の提案・企画・実施等を行う民間団体、日常生活における環境配慮行動等を行う県民等がその責務を果たすことはもちろんのこと、地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力、地域における目標の共有が不可欠であり、瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図るものとします。

また、汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出抑制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から、住民参加の推進に努めるものとします。

さらに、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の保全についての正しい認識を高めるよう広報活動の実施に努めるとともに、やまぐちの美しい里山・海づくり条例に基づき、河川、海岸等へのごみの不法投棄防止に係る普及啓発や県民総参加による環境美化活動の促進等に努めるものとします。

これらの事業の実施に当たっては、（公社）瀬戸内海環境保全協会及び山口県瀬戸内海環境保全協会等の協力を得るなど、より一層その効果を増すよう努めるものとします。

(2) 広域的な連携の強化等

瀬戸内海は13府県が関係する広範な海域であることから、環境保全施策の推進のため、各地域間の広域的な連携の一層の強化を図るものとします。

現在、瀬戸内海環境保全知事・市長会議により、地方公共団体間の連携が図られているが、今後ともこの会議を通じ一層の連携の強化を図り、湾・灘について、関係する隣接県とも情報交換や必要な協力を行うものとします。

このうち、広島湾については、広島湾再生行動計画に基づき、関係省庁及び関係地方公共団体はもとより、地域住民、NPO、学識経験者、漁業関係者、民間企業等の多様な主体との連携や協働により広島湾の再生に努めるものとします。

(3) 情報提供、広報の充実

住民参加、環境教育・環境学習、調査研究等を推進するため、食、文化、レクリエーションを通じた普及啓発活動、市民の環境に対する認識の確認、多様な情報の整備等や広く情報を提供するシステムの構築等を進めるとともに、県ホームページ、せとうちネット、広報誌等を通じて、瀬戸内海の環境の現状及び汚濁負荷や廃棄物の排出抑制への取組等の広報に努めるものとします。

(4) 環境学習・環境教育の推進

瀬戸内海の環境保全に対する理解や環境保全活動に参加する意識及び自然に対する感性や自然を大切に思う心を育むため、地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用しつつ、環境学習・環境教育を推進するものとします。

このため、「第4次山口県環境基本計画」（令和3年3月策定）に基づき、環境学習推進センターを中心に、学校教育を含む、地域における様々な取組や施設との連携・ネットワーク化を図りながら、環境学習指導者の登録・派遣や情報の発信、教材の作成、環境学習講座の開設等の施策を積極的に推進するものとします。

また、市町や学校が実施する親と子の水辺（海辺）の教室や水生生物調査等、地域や学校においても環境学習・環境教育の推進を図るものとします。

(5) 国内外の閉鎖性海域との連携

国内外の閉鎖性海域における環境保全に関する取組との連携を強化し、瀬戸内海の環境保全の一層の推進を図るとともに、海外における取組に積極的に貢献するため、瀬戸内海環境保全知事・市長会議、（公社）瀬戸内海環境保全協会等を通じて、世界閉鎖性海域環境保全会議等の支援、積極的な参加、情報交換等に努めるものとします。

第5 施策の実施上必要な事項

1 施策の積極的推進

瀬戸内海の環境保全は緊急かつ重要な国民的課題であることにかんがみ、本計画で定められた施策については、優先的に財源の確保等に努め、その積極的な推進を図るものとします。

2 施策の実施状況及びその効果の把握・点検

瀬戸内海の環境保全のために計画した各施策を推進するとともに、水質及び底質の状態を示す項目等のほか、各種施策の取組事例や国基本計画の指標の項目など（１）～（４）の指標を活用して実施状況を把握すること等により、施策の効果的な実施を図るものとします。

（１）主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標

指標	項 目
1	水質汚濁に係る環境基準達成状況
2	汚濁負荷量
3	污水处理人口普及率
4	エコファーマー認定件数
5	化学物質排出移動量届出制度(PRTR)に基づく公共用水域への届出排出量
6	栄養塩類増加措置の実施施設数
7	保護水面指定数
8	漁業就業者数
9	漁業生産量

（２）主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

指標	項 目
1 0	藻場面積
	干潟面積
1 1	渡り鳥飛来数
1 2	豊かな流域づくりの取組箇所数
1 3	自然再生推進法に基づく取組箇所数
1 4	自然海浜保全地区指定数
1 5	水浴場の水質判定基準の達成状況
1 6	国立公園利用者数

1 7	国立公園面積
1 8	景観法に基づく景観計画の策定自治体数
1 9	森林面積
2 0	森林整備（造林）実施面積
2 1	保安林指定面積
2 2	林地開発許可処分件数
2 3	都市公園面積
2 4	都市計画法に基づく風致地区指定面積
2 5	都市緑化法に基づく特別緑地保全地区指定面積
2 6	重要伝統的建造物群保存地区選定件数
2 7	史跡、名勝、天然記念物等の国・県指定件数

（３）主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標

指標	項 目
2 8	海岸漂着物等の回収量
2 9	河川・海岸清掃活動参加人数

（４）主に気候変動への対応を含む環境モニタリング等の推進に関する指標

指標	項 目
3 0	海水温
3 1	河川流量（佐波川）

3 計画推進のための関係機関との連絡調整

本計画は、関係市町、関係団体及び国と一体となって推進していくことが重要であることから、これらの関係機関と連携等を密にし、諸施策の実施状況等について、情報及び意見の交換等を行うものとします。

(参考資料)

1	指標の現状値	28
2	用語解説	34

1 指標の現状値

(1) 主に水質の保全及び管理並びに水産資源の持続可能な利用の確保に関する指標

指標1 水質汚濁に係る環境基準達成状況				
化学的酸素要求量	海域の類型	75%値 (mg/l)		環境基準達成率 (%)
	A	1.3～2.4		79.2
	B	1.5～3.1		90.5
	C	2.0～2.9		100
	瀬戸内海全海域	1.3～3.1		85.4
全窒素・全りん	海域の類型	水域平均値		環境基準達成率 (%)
		全窒素 (mg/l)	全りん (mg/l)	
	I	0.12	0.011	100
	II	0.14～0.21	0.012～0.020	100
	III	0.24～0.29	0.021～0.026	100
	瀬戸内海全海域	0.12～0.29	0.011～0.026	100

(出典) 令和4年度公共用水域水質調査

環境基準類型指定状況
(令和6年3月末現在)

- BOD、CODに係る環境基準
- 窒素、りんに係る環境基準
- AA類型

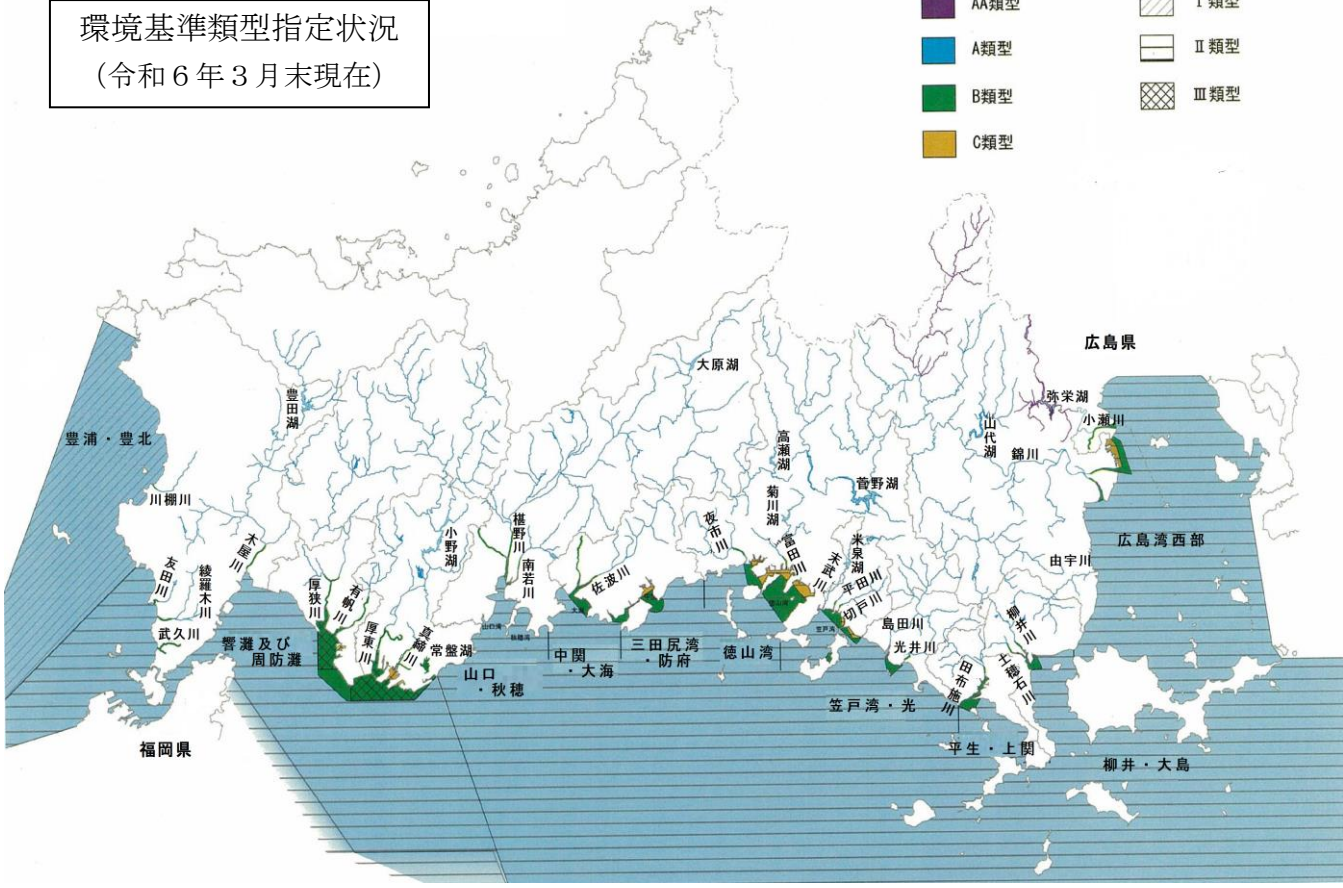
A類型

B類型

C類型
- I 類型

II 類型

III 類型



指標 2 汚濁負荷量（化学的酸素要求量（COD）・窒素・りん）					
区分	生活系（t/日）	産業系（t/日）	その他（t/日）	総計（t/日）	令和 3 年度
COD	8	25	3	36	
窒素	6	9	11	26	
りん	0.7	0.7	0.3	1.7	

（出典）令和 5 年度山口県環境白書

指標 3 汚水処理人口普及率					
89.5 %					令和 4 年度末
総人口	汚水処理人口	下水道	農業集落排水施設等	合併処理浄化槽	
1,318 千人	1,180 千人	908 千人	58 千人	214 千人	

（出典）国土交通省、農林水産省、環境省とりまとめ公表数値 ※県全域の数値

指標 4 エコファーマー認定件数	
650 件	令和 5 年度末

（出典）県農業振興課とりまとめ ※県全域の数値

指標 5 化学物質排出移動量届出制度（PRTR）に基づく公共用水域への届出排出量	
256,928 kg	令和 4 年度

（出典）経済産業省公表数値 ※県全域の数値

指標 6 栄養塩類増加措置の実施施設数		
実施施設数	0 件	令和 5 年度

指標 7 保護水面指定数		
4 海域	岩国市柱島周辺、上関町八島周辺、 山口市秋穂竹島周辺、下関市厚島周辺	令和 5 年度末

指標 8 漁業就業者数	
3,923 人	平成 30 年度

（出典）農林水産省漁業センサス

指標 9 漁業生産量				
魚類	4,957 t	たこ類	162 t	令和 4 年度
えび類	237 t	うに類	6 t	
かに類	18 t	その他水産動物類	383 t	
貝類	109 t	海藻類	299 t	
いか類	148 t	海面養殖業	881 t	

(出典) 農林水産省漁業養殖業生産統計 (海面漁業の部及び海面養殖業の部、大海区都道府県支庁別統計の瀬戸内海区)

(2) 主に沿岸域の環境の保全、再生及び創出、並びに自然景観及び文化的景観の保全に関する指標

指標 10 藻場・干潟の面積		
藻場面積	2,921ha	平成 27～29 年度
干潟面積	2,430ha	

(出典) 中央環境審議会水環境部会 瀬戸内海環境保全小委員会 (第 13 回) 参考資料 3

指標 11 渡り鳥飛来数		
9,394 羽	調査地点 きらら浜・土路石川河口	調査期間 令和 5 年 10 月 ～令和 6 年 3 月

(出典) 環境省 渡り鳥飛来状況調査

指標 12 豊かな流域づくりの取組箇所数		
5 箇所	錦川、島田川、榎野川、厚狭川、栗野川	令和 5 年度末

指標 13 自然再生推進法に基づく取組箇所数	
1 箇所	榎野川河口域・干潟自然再生協議会 (平成 16 年 8 月～)

指標 14 自然海浜保全地区指定数			
8 地区			令和 5 年度末
指定地区名	指定区域		市町名
	海岸線 (m)	面積 (ha)	
長浦自然海浜保全地区	490	2.57	周防大島町
白浜自然海浜保全地区	200	1.07	下松市
安岡自然海浜保全地区	190	1.39	下関市

室津自然海浜保全地区	400	2.54	下関市
小串自然海浜保全地区	120	0.43	下関市
ならび松自然海浜保全地区	250	1.25	下関市
犬鳴自然海浜保全地区	120	1.40	下関市
刈尾自然海浜保全地区	300	2.38	周南市

指標 1 5 水浴場の水質判定基準の達成状況

調査海水浴場数	26 箇所	令和 5 年度
水質判定基準の達成状況	100 %	令和 5 年度

(出典) 令和 5 年度水浴場（開設前）水質調査結果

指標 1 6 国立公園利用者数

瀬戸内海国立公園	775 千人	令和 3 年
----------	--------	--------

(出典) 令和 5 年度山口県環境白書

指標 1 7 国立公園面積

瀬戸内海国立公園	6,214 ha	令和 4 年度末
----------	----------	----------

(出典) 令和 5 年度山口県環境白書

指標 1 8 景観法に基づく景観計画の策定自治体数

10 団体	下関市、宇部市、山口市、防府市、 下松市、岩国市、光市、長門市、 柳井市、周南市	令和 5 年 6 月末
-------	--	-------------

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 1 9 森林面積

436,617 ha	令和 4 年度
------------	---------

(出典) 令和 4 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 2 0 森林整備（造林）実施面積

208.46 ha	令和 4 年度
-----------	---------

(出典) 令和 4 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 2 1 保安林指定面積	
115,943 ha	令和 4 年度

(出典) 令和 4 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 2 2 林地開発許可処分件数	
2 件	令和 4 年度

(出典) 令和 4 年度山口県森林・林業統計要覧 ※県全域の数値

指標 2 3 都市公園面積	
2,030.57 ha	令和 5 年度末

(出典) 国土交通省都市公園データベース ※県全域の数値

指標 2 4 都市計画法に基づく風致地区指定面積	
1,496.8 ha (20 地区)	令和 3 年度末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 2 5 都市緑地法に基づく特別緑地保全地区指定面積	
180 ha (宇部市櫟原如意寺)	令和 3 年度末

※県都市計画課まとめ、瀬戸内法指定地域関係

指標 2 6 重要伝統的建造物群保存地区選定件数	
1 件 (柳井市古市金屋地区)	令和 5 年 12 月

(出典) 文化振興課まとめ ※瀬戸内法指定地域のみ数値

指標 2 7 史跡、名勝、天然記念物等の国・県指定件数			
国指定	特別天然記念物	3	令和 5 年度末
	史跡	43	
	名勝	13	
	天然記念物	40	
県指定	史跡	31	令和 5 年度末
	名勝	5	
	天然記念物	51	

(出典) 文化振興課まとめ ※県全域の数値

(3) 主に海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の除去・発生抑制等に関する指標

指標 28 海岸漂着物等の回収量	
300 トン	令和4年度

(出典) 令和5年度山口県環境白書 ※県全域の数値

指標 29 河川・海岸清掃活動参加人数	
87,176 人	令和4年度

(出典) 令和4年度河川海岸清掃実績集((公社)山口県快適環境づくり連合会) ※県全域の数値

(4) 主に気候変動への対応を含む環境モニタリング等の推進に関する指標

指標 30 海水温	
18.1 °C	令和4年度

(出典) 令和4年度公共用水域水質調査 ※瀬戸内海 95 地点平均

指標 31 河川流量(佐波川)	
2.11~37.97 m ³ /秒	令和4年

(出典) 国土交通省 水文水質データベース ※月間平均

2 用語解説（初出ページ）

（あ）

赤潮（P3）

海水中のプランクトンが異常に増殖して、海水の色が変わる現象をいう。有害なプランクトンが増殖することによって、魚介類が大量にへい死する場合がある。

一般廃棄物（P21）

日常生活に伴って発生するごみ・し尿や事業活動に伴って排出される廃棄物など、産業廃棄物以外のものをいう。

栄養塩類（P4）

窒素、りん、ケイ素など、植物や藻類が正常な生活を営むのに必要な無機塩類をいう。植物等が生長するときに大量に必要とされ、植物等の生長・増殖を制限している物質を指す。

栄養塩類管理制度（P5）

関係府県知事が策定する栄養塩類管理計画に基づき、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行う制度をいう。

エコツーリズム（P6）

自然環境や歴史文化を対象とし、それらを体験し学ぶとともに、対象となる地域の自然環境や歴史文化の保全に責任をもつ観光のありかたをいう。

エコファーマー（P9）

堆肥等の土づくりを基本として化学肥料、化学農薬の使用量を低減するための生産方式を自分の農業経営に導入する計画を立て、知事から認定された農業者の愛称をいう。

汚濁負荷量（P3）

水や大気などの環境に排出されるCOD、硫酸化物等の汚濁物質の量をいう。一定期間における汚濁物質の濃度とこれを含む排水量や排出ガス量等との積で表される。

（か）

海岸漂着物等（P7）

海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

海底耕耘（P11）

海底の砂や泥が固まると、その中に含まれる水の酸素濃度が減少するなど、生物の生息環境悪化を招くため、鉄製の爪のついた道具等を漁船で曳航するなどの方法により海底を耕し、底質環境を改善する活動をいう。

環境影響評価（P18）

開発等の実施に当たり、その環境に及ぼす影響の程度と範囲及びその防止策について、事前に調査、予測及び評価を行い、その結果を地域住民等に公表し、意見を求める手続をいう。

環境学習（P14）

自然や環境を大切にする心をはぐくみ、環境保全やより良い環境を創造するために主体的に行動する実践的な態度や能力を育成することをめざして行われる学習をいう。

環境基準（P5）

環境基本法第16条第1項の規定により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。現在、環境基準は、大気、水質、騒音等について定められている。

環境配慮型構造物 (P11)

緩傾斜海岸、生物共生型護岸、海水交換型の防波堤、周辺の景観に配慮した施設構造のデザインの構造物等をいう。

間伐 (P17)

健全な森林を育成するため、成長の過程で過密となった森林の立木の一部を伐採することにより、立木の成長や下層植生の繁茂を促す作業をいう。

(さ)

里海 (P4)

人手が加わることにより生物生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域をいう。

産業廃棄物 (P21)

工場、事業場などの事業活動に伴って生じた汚泥、廃油等の廃棄物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた20種類をいう。

COD (化学的酸素要求量) (P3)

Chemical Oxygen Demand の略で、水中の汚濁物質 (主として有機物) を酸化剤で化学的に酸化するときに消費される酸素量をもって表し、数値が高いほど汚濁物質が多く、汚れが大きいことを示す。環境基準では海域及び湖沼の汚濁指標として採用されている。

循環型社会 (P21)

生産、流通、消費、廃棄という社会経済活動の全段階を通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環・効率性を進め、不用物の発生抑制や適正な処理を進めることなどにより、環境への負荷をできる限り少なくした循環を基調とした社会をいう。

水質総量削減制度 (P8)

環境大臣が指定水域 (東京湾、伊勢湾、瀬戸内海) ごとに、発生源別、都府県別の COD、窒素及びりん の負荷量の削減目標及び目標年度等を総量削減基本方針として定め、これに基づき関係都府県が総量削減計画を定め、閉鎖性海域の水質汚濁を防止する制度をいう。

生態系 (P4)

ある地域に住む全ての生物と、その地域内の大気、水、土壌などの環境とを総合的にとらえた系をいう。

(た)

ダイオキシン類 (P9)

一般に有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾーパラダイオキシン (PCDD) とポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) をまとめて「ダイオキシン類」と呼ばれるが、ダイオキシン類対策特別措置法では PCDD 及び PCDF にコプラナー PCB を含めてダイオキシン類と定義している。毒性が強く、発生源としては、ごみ焼却場、紙・パルプの塩素漂白工程などがある。

(は)

PRT R制度 (P9)

有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組みをいう。

干潟 (P3)

干潮時に干上がる砂泥質の浅場をいう。多くの水生生物の産卵・成育の場として機能するほか、海水の浄化に重要な役割を果たしている。

富栄養化 (P3)

水の出入りの少ない湖沼や瀬戸内海のような閉鎖性水域では、工場排水、家庭排水、農業廃水などの流入により水中の栄養塩類である窒素、りんなどが増え、次第に栄養塩類が蓄積される現象をいう。海域における赤潮の発生原因の一つといわれる。

ブルーカーボン (P6)

海洋生物によって大気中の二酸化炭素が取り込まれ、海洋生態系に貯留された炭素をいう。

保安林 (P6)

水源のかん養、災害の防備、生活環境の保全・形成などの公益的機能を高度に発揮させるため、森林法に基づき指定された森林（17種類）をいう。

保護水面 (P13)

水産動物が産卵し、稚魚が生育し、又水産動植物の種苗が発生するのに適している水面であって、その保護培養のために必要な措置を講ずべき水面として指定する区域をいう。

(ま)

藻場 (P5)

沿岸域で海草・海藻が茂る場所をいう。多くの水生生物の産卵・成育の場として機能するほか、栄養塩類や二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するなど重要な役割を果たしている。

(よ)

溶存無機態窒素 (DIN) (P4)

主要な栄養塩の一つ。海藻類の生育や魚類、二枚貝の生産を支える植物プランクトンの増殖に必要な成分である。アンモニア態窒素、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素の3つの形態で存在する。

(ら)

林地開発許可制度 (P16)

森林の土地について、適正な利用を確保することを目的として、保安林以外の森林を一定規模以上に開発する場合に、知事の許可を受ける制度をいう。